



金 沢 市 公 報

号外第 11 号

平成31年(2019年)4月5日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
●監査公表	
○監査公表(第4号)	(監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により職員措置請求書の提出があり、同条第4項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

平成31年4月5日

金沢市監査委員 林 充 男
金沢市監査委員 中 村 哲 郎

収 監 査 第 64 号
平成31年4月4日
(2019年)

林 木 則 夫 様

金沢市監査委員 林 充 男
金沢市監査委員 中 村 哲 郎

住民監査請求に係る監査の結果について(通知)

平成31年2月6日に提出のあった職員措置請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

2 請求書の提出日

平成31年2月6日

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書(別紙第1のとおり)による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張要旨

ア 政務活動費の経費は条例に記載された経費である。

平成24年に改正された地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第100条第14項は、政務活動費の経費の範囲は条例で定めなければならないと規定している。

金沢市議会政務活動費は、自治法第100条第14項乃至第16項に基づき、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第2号。以下「条例」という。)において規定されていることから、条例に規定されていない経費は政務活動費の経費ではない。

よって、金沢市議会政務活動費運用の手引き(以下「運用の手引き」という。)で政務活動費の経費であると定めていても、条例に規定されていない経費は、政務活動費の経費ではない。

イ 監査結果は誤りである。

金沢市監査委員の収監査第70号 平成30年3月15日付け「住民監査請求に係る監査の結果について（通知）」（以下「監査結果」という。）は誤りである。

監査結果は、「本市の政務活動費は、自治法第100条第14項の規定に基づいた条例及び規則に従い交付されており、その使途基準についても条例第8条及び別表で規定している。また、議会において自主的に定めた運用の手引きにより政務活動費の取扱いの運用指針が示されており、この中で更に使途基準を明確にするための具体的な例示がなされている。」としている。

しかし、自治法第100条第14項では「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、（中略）政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定している。

そのため、金沢市は政務活動費を「規則に従い交付」することはできないし、金沢市が交付した政務活動費も、「運用の手引きにより政務活動費の取扱いの運用指針が示されて」いるが、条例に規定がない「具体的な例示」経費を政務活動費の経費と定めているのであり、それらの定めは全て無効である。

更に、「平成19年（行ウ）第5号 同22年3月26日青森地裁判決」は、条例で記載しなければならないとする自治法改正前の政務調査費の経費に関する判断であるため、条例に記載しなければならない経費である政務活動費の経費の判断の根拠とすることはできない。

したがって、「監査基準」は無効であり、監査結果は誤りである。

ウ 「自己資金」と記載する議員は、虚偽報告者である。

自治法第100条第14項の規定により交付された政務活動費は、政務活動費収支報告書の収入額に該当するが、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第4号。以下「規則」という。）第5条規定の様式第4号においては、収支報告書の「収入」項目に「その他（預金利子等）」を加えている。規則の様式第4号である政務活動費収支報告書の収入項目の「その他（預金利子等）」は、金沢市が交付していない「収入」であり、政務活動費の「収入」ではない。このため、交付政務活動費額を超える支出額を「自己資金」と記載している議員は、虚偽報告者である。

金沢市議会の政務活動費収支報告書は、自治法第100条第14項乃至第16項の規定に抵触する、違法な収支報告書である。

エ 会計年度終了後は前金払政務活動費の収支報告書を修正できない。

金沢市は、公金である政務活動費を前金払で交付しており、交付された議員は、その支出について、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類を政務活動費収支報告書に添付して、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

「前金払」とは、金額の確定した債務につき、その履行期の到来前においてその履行をすることをいう（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第163条）例外的な支出方法であり、精算期日において不履行その他の残余がある場合には、「当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる」とする条例第13条の規定により、返還することになる。

政務活動費に残余がある議員は、条例第10条第2項規定の政務活動費収支報告書等の提出期限である「4月30日」が前金払政務活動費の精算期限となり、4月30日以降において、前金払政務活動費の収支報告書を修正することはできない。

政務活動費の経費ではない支出に政務活動費を充当支出していた議員は、金沢市監査委員が違法支出であると判断し、是正勧告した後で、市長が当該議員に請求し、当該議員が金沢市へ返還し金沢市が精算することとなる。そのため、当該返還時点の会計年度は、交付政務活動費の会計年度の翌年度以降となる。

したがって、会計年度を超える場合の、政務活動費収支報告書の修正や、政務活動費収支報告書「その他（預金利子等）」記載相当額の減額は違法である。上記政務活動費返還は、自治令第159条及び第160条に規定する誤払金等の戻入措置となるから、当該議員が返還した期日までの民法所定の年5分の遅延損害金額を支払う必要がある。

オ 金沢市条例に規定する政務活動費ではない経費は違法支出である。

金沢市条例規定では、調査研究費の内容は「議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費」と規定しており、広報費は「議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費」、人件費は「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」、共通経費は「上記以外の経費で

議員が行う活動に共通して必要な経費」と規定しており、当該各経費の内容ではない経費は、政務活動費であるとは認められない。

なお、広報費は、広報費に該当する側面とともに、政治活動及び後援会活動を含む議員の宣伝活動の側面を有する経費であることから、当該経費の支出額の2分の1を超える政務活動費充当額は違法額となる。

また、共通経費では、「上記以外の経費で」「議員が行う活動に共通して必要な経費」と規定されているが、どのような具体的な経費を特定しているか分からない抽象的なものである。

平成24年改正の自治法第100条第14項規定で、政務活動費の経費の範囲を条例で定めなければならないとした意図は、政務活動に要する経費であることを住民誰もが分かるようにすることであり、そのため、自治法改正時の改正意図を否定する共通経費の規定は、無効である。

したがって、共通経費については、政務活動に要する経費であることを裏付ける書類を当該議員が議長へ提出する必要があるが、当該書類を提出していない支出は、違法支出であると推認せざるを得ない。

カ 平成29年度政務活動費の調査

政務活動費の各経費の高額支出者等を選択して違法支出の有無について調べた。

調査研究費を最も支出している澤飯英樹議員の27支出は別紙1のとおりである。

広報費では、下沢広伸議員7支出、野本正人議員32支出、玉野道議員7支出及び小林誠議員7支出の4議員の支出を調べたところ、各支出の内容は、別紙2から別紙5のとおりである。

人件費を最も支出している松村理治議員の24支出は別紙6のとおりである。

共通経費では、50万円を超える支出額の高岩勝人議員80支出、澤飯英樹議員52支出、中川俊一議員82支出、前誠一議員65支出、上田雅大議員37支出及び秋島太議員81支出の6議員の支出を調べたところ、各支出の内容は、別紙7から別紙12のとおりである。

キ 今回調査した議員の違法支出額は、以下のとおりである。

澤飯英樹議員の違法支出額	159万7,353円
下沢広伸議員の違法支出額	56万4,121円
野本正人議員の違法支出額	45万7,616円
玉野 道議員の違法支出額	51万9,965円
小林 誠議員の違法支出額	49万9,023円
松村理治議員の違法支出額	87万8,850円
高岩勝人議員の違法支出額	59万7,874円
中川俊一議員の違法支出額	52万5,042円
前 誠一議員の違法支出額	51万3,913円
上田雅大議員の違法支出額	51万 550円
秋島 太議員の違法支出額	50万4,708円

(2) 措置要求の要旨

請求人は、金沢市監査委員に対し、澤飯英樹議員へ159万7,353円、松村理治議員へ87万8,850円、高岩勝人議員へ59万7,874円、下沢広伸議員へ56万4,121円、中川俊一議員へ52万5,042円、玉野道議員へ51万9,965円、前誠一議員へ51万3,913円、上田雅大議員へ51万550円、秋島太議員へ50万4,708円、小林誠議員へ49万9,023円及び野本正人議員へ45万7,616円及びそれらの金額に平成30年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を加えた金額を金沢市へ支払うように金沢市長が当該各議員に請求することを請求する。

〔請求人から提出された事実を証する書面〕

- (1) 地方自治法（抄）－同法第100条第14項乃至第16項－
- (2) 注釈 地方自治法 <全訂> 抜粋 1607頁参照
- (3) 金沢市議会議員の政務活動費支出実態<平成29年度政務活動費収支報告書>
- (4) 別紙1 澤飯英樹議員の調査研究費支出
- (5) 別紙2 下沢広伸議員の広報費支出
- (6) 別紙3 野本正人議員の広報費支出
- (7) 別紙4 玉野 道議員の広報費支出
- (8) 別紙5 小林 誠議員の広報費支出

- (9) 別紙6 松村理治議員の件費支出
- (10) 別紙7 高岩勝人議員の共通経費支出
- (11) 別紙8 澤飯英樹議員の共通経費支出
- (12) 別紙9 中川俊一議員の共通経費支出
- (13) 別紙10 前 誠一議員の共通経費支出
- (14) 別紙11 上田雅大議員の共通経費支出
- (15) 別紙12 秋島 太議員の共通経費支出

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 監査委員の除斥

監査委員のうち、議員選任の福田太郎委員及び安達前委員については、直接の利害関係を有するので、自治法第199条の2の規定により除斥した。

5 請求書の要件審査

平成31年2月6日付けで請求のあった本件職員措置請求書（以下「本件請求」という。）については、自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、同年2月25日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象部局

請求人の請求内容から判断し、平成29年度政務活動費のうち、請求人が違法支出とした調査研究費、広報費、件費及び共通経費が不適切な支出であるかどうか、市長が政務活動費の返還請求を怠っているかどうかを監査の対象とした。

監査対象部局については、議会事務局総務課とした。

2 関係人調査（その1）

政務活動費に係る収支報告書提出の際に添付する「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」（以下「添付書類」という。）は、条例第14条の規定により議長が保存しているため、自治法第199条第8項の規定による関係人調査として、議長に対し、請求人が違法支出と主張している支出についての添付書類の提出を求め、精査を行った。

3 請求人の陳述及び証拠書類の提出

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成31年3月4日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、事実証明書の追加として新たな証拠書類の提出があり、請求の趣旨を補足する次のような趣旨の陳述があった。

(1) 各議員の経費について

別紙1 澤飯議員の調査研究費について、本日提出した事実証明書4 澤飯議員の「県外等政務活動報告書」を見ると、「調査等概要」欄には、「芦屋市債権管理に関する条例」第七條の「市の債権についての放棄」規定が「大変参考になった」こと、議員提案の「神戸市歯科口腔保健推進条例」が、「今後、本市に於いても条例制定に向けた取り組みに非常に参考になった」という記載があるが、この程度の内容の報告書では、調査研究のために実施した視察報告書であると言えるものではなく、その他の支出も同様に視察報告書とは言えないものばかりであることから、澤飯議員の調査研究費は全額違法支出である。

別紙2から別紙5の各議員の広報費については、各支出の2分の1を超える支出額は違法額である。具体例としては、本日提出した事実証明書7 下沢議員の会報を見ると、市政の広報記事が掲載されていることから広報費の経費に該当するが、それとともに、議員の顔写真や「金沢市議会副議長就任における活動報告」、「ご挨拶」及び「下沢広伸事務所」の記載等、同議員の宣伝効果も有している。広報費の性格として、広報すること自体が、同時に後援会活動への効果を有することは明らかであり、そのため、広報費は、支出額の2分の1の額を政務活動費と認める按分充当経費とすることが必要である。

別紙6 松村議員の件費については、いずれの支出においても、議員の政務活動を補助する労働実態を裏付ける書類が提出されていないため、違法支出である。本日提出した事実証明書8及び事実証明書9は、松村議員の2名の被雇用者に係る「業務日誌」である。業務内容欄には、従事した業務の内容を具体的に記載することとしているが、内容欄には「政務調査事務・資料調査事務」及び「資料検討・資料調査補助・アドバイス」

としか記載されておらず、抽象的な記載であるため、これらの業務日誌が、議員の政務活動を補助する職員を雇用するための経費の証拠書類であるとは言えず、全額が違法支出である。

(2) 共通経費について

共通経費の支出は全てが違法支出である。条例第8条の別表記載の共通経費は、「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」であるが、この規定の内容では、具体的な経費内容を特定しているとは言えない。条例の共通経費規定は、どのような経費にも拡大解釈が可能な抽象的規定であり、自治法の趣旨に反する経費である。経費を特定できない共通経費規定は、自治法第100条第14項の趣旨に違反しており、無効である。

今回調査を行った共通経費について、支出額が50万円を超える6名の議員は全員、自動車のリース料、自動車の燃料費（以下「ガソリン代」という。）及び携帯電話の利用料金を支出しており、これらの経費は、議員の「共通経費」であるように思われる。しかし、事実証明書3金沢市議会議員の政務活動費支出実態を見ると、共通経費の支出最高額は59万7,874円で、最低額は6万5,671円であり、6名の議員は10万円未満の支出である。これら10万円未満の支出の6名の議員も、自動車のリース料、ガソリン代及び携帯電話の利用料金を、共通して支出しているとは考えられず、そうであるなら、実態として全ての議員に対する「共通経費」は存在していない。

今回調査を行った支出額が50万円を超える6名の議員の共通経費のうち、共通する、自動車リース料、ガソリン代及び携帯電話の利用料金を除く経費を見ると、複合機（コピー機）リース料金は、3名の議員が支出し、自宅電話料金は2名が支出し、タブレット使用料金は1名が支出しているに過ぎず、このような実態がある以上、これらの経費に関しては、「共通して必要な経費」であるとは言えない。

また、ガソリン代や携帯電話の利用料金は、それ自体が「政務活動に要する経費」そのものではなく、それぞれの支出に対応する「政務活動」を必要とする経費であり、各議員は、各支出に対応する政務活動を証する書類を議長へ提出する必要があると言えるが、情報公開請求を行って開示された文書を見る限りでは、それらの書類はない。

以上のことから、「共通経費」の全支出が違法であり、今回調査を行った6名の議員の共通経費の支出額も、全額違法額である。

〔新たに提出された証拠書類〕（事実証明書の追加）

- (16) 県外等政務活動報告書 平成29年度分 領収書第21番（澤飯英樹議員）
- (17) 芦屋市債権管理に関する条例
- (18) 神戸市歯科口腔保健推進条例
- (19) 「下沢ひろのぶ 市政報告コミュニティー」
- (20) 業務日誌 29年4月分（松村理治議員）
- (21) 業務日誌 29年4月分（松村理治議員）

（注）これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 関係職員の陳述の聴取

平成31年3月4日に議会事務局長及び議会事務局総務課長から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 政務活動費の用途基準について

条例第8条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする」と規定した上で、調査研究費など12の項目を別表に掲げ、各項目の内容欄でどのような経費が該当するかを定めている。ただ、条例において具体的な例示を含めて規定することは困難なため、金沢市議会では、運用の手引きにおいて、用途基準の具体的な例示を行っているが、ここでも具体例の全てを網羅することは不可能であり、例示の最後に「等」をつけてあることから分かるように、想定される典型的な用途を記載しているということにほかならない。条例や運用の手引きに個別具体的に例示されていない費用であっても、議員の調査研究活動その他の活動に有益となる費用であれば、運用の手引きの例示の「等」として、これを含むと解するのが妥当である。

(2) 請求人の主張に対する考え方について

ア 収入項目について

収入項目については、自治法では「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の『一部』として」政務活動費が交付されると規定されていることから、政務活動費収支報告書に「その他（預金利子等）」の項目を設けることは問題がないと考えている。各議員の政務活動において、交付された政務活動費を超える支出をした場合、自己資金を収入の一部として計上することが当然想定される。そうでなければ、実施した政務活動に経費を充当することができず、不都合を来してしまうことにもなりかねない。

イ 会計年度終了後の訂正について

収支報告書の訂正については、会計年度終了後であっても、誤った政務活動費の計上があったときには、条例第10条第1項の規定に基づいて、正しい収支報告書を作成・提出することが、当然、必要であると考えている。この訂正によって、会計年度終了後に当該政務活動費の返還が生じる場合でも、これまでの裁判例で認められているように、各議員が負うのは民法に定める不当利得返還義務であり、これは期限の定めのない債務に該当し、具体的な履行請求を受けない限り、遅延損害金を支払う義務を負わず、その差額を返還すれば足りると考えている。なお、条例第13条に定める「当該議員が当該年度において第8条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額」とは、交付を受けた額を超えて政務活動費を支出することも想定されることを前提として、返還すべき金額を定めたものと解するのが相当である。

ウ 共通経費について

共通経費については、条例第8条第1項、第2項及び別表により、「政務活動に要する経費」を類型化した上で、「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」として、政務活動に充てることができる経費の一つに規定している。運用の手引きでは、更に5項目に限定し充当を認めているが、政務調査費から政務活動費への制度改正で、より幅広い活動に充てることができるよう改正が行われており、また、過去の裁判において実質的に適法と判断された経費は、政務活動費制度においても、当然に適法な経費であると考えている。これらの経費においては、議員の政務活動に係る案件や時間を厳密に区別することが難しいこともあり、所要の経費を定められた按分率で算出した額を上限に、政務活動費として充当することができるとしているものである。

エ 広報費について

広報費については、政務活動における広報活動が同時に議員自身の宣伝としての効果を有することもあり得るところではあるが、一般的にそのような側面があることのみを理由として違法となるものではないと考えている。

5 関係人調査（その2）

請求人が違法支出と主張している支出について、自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、関係議員に対し書面による調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 政務活動費制度の概要

ア 根拠となる法律、条例及び規則等

平成24年法律第72号の自治法の改正により、政務調査費制度は政務活動費制度となり、名称を「政務調査費」から「政務活動費」に、交付目的を「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならないものとし、議長は政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする規定された。

イ 本市における政務活動費の交付の経緯

平成24年法律第72号による改正前の自治法の規定を受けて、本市においては、平成13年3月に「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」（以下「旧条例」という。）を制定し、同年4月1日から施行した。

旧条例の制定当時は、政務調査費の交付対象を「会派」とし、領収書についても収支報告書への添付は不要としていた。しかし、議員個人の説明責任・自己責任の明確化を図り、更なる透明化を図るために、平成20年6月に旧条例を改正し、同年7月から交付対象を「議員」へ変更し、全ての支出に対して領収書等の写しの添付を義務付け、交付金額を月額25万円から月額18万円に減額している。また、平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定め、政務活動費を

充てることができない経費も示している。更に、平成28年3月に条例を改正し、同年4月から交付金額を月額18万円から月額16万円に減額している。

ウ 交付手続等

- ① 政務活動費の交付を受けようとする議員は、条例第5条の規定により、毎年度規則で定める交付申請書を議長を経由して市長に提出する。
- ② 市長は、条例第6条の規定により、交付する政務活動費の額を決定し、その旨を規則で定める通知書により議長を経由して当該議員に通知する。
- ③ 前記の通知を受けた議員は、条例第7条第1項の規定により、四半期ごとに規則で定める請求書により市長に請求する。
- ④ 市長は、前記の請求があった場合は、条例第7条第2項の規定により、速やかに政務活動費を交付する。
- ⑤ 前記の交付を受けた議員は、条例第10条第1項及び第2項の規定により、毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務活動費について、規則で定める収支報告書に政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出する。議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、条例第12条の規定により、必要に応じ調査を行うこととされている。
- ⑥ 議長は、収支報告書の提出があったときは、条例第11条の規定により、当該収支報告書の写しを市長に送付する。

エ 使途基準及び市長への返還

条例第8条及び別表に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲（以下「使途基準」という。）については、政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するとされ、条例別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとされている。条例別表に定める使途基準には、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費、会派共用費及び共通経費の12項目が示されており、また、政務活動費を充てることができない経費として、「政党の活動に係る経費」、「慶弔費その他の交際費的経費」、「選挙活動に係る経費」、「後援会活動に係る経費」、「飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費」、「会派等又は個人の資産形成に係る経費」、「政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費」、「公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等に抵触する経費」、「使途不明の支出に係る経費」を掲げている。

市長は、条例第13条の規定により、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができるとしている。

オ 使途基準の運用指針

平成20年6月の条例改正に併せ、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す運用の手引きを作成しており、平成24年4月には親族等への支出に一定の制限を設けるなどの改訂を行っている。平成25年4月には平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例改正により、従前の運用の手引きを金沢市議会政務活動費運用の手引きに改めており、平成27年4月には政務活動費の人件費及び事務所費への充当限度額を2分の1までとするなどの改訂を行っている。また、平成28年4月には事務所費を計上する場合に政務活動事務所届を提出することなどの改訂を行っている。当該運用の手引きにおいては、政務活動費執行に当たっての原則として、

- ① 政務活動が、市行政と関連性を有していること。
- ② 政務活動費の各支出が、その目的からみて合理性、必要性を有していること。
- ③ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。
- ④ 政務活動費は、議員と一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。

を掲げるとともに、条例別表に記載している使途基準のほかに「主な例」や「その他の例」を具体的に示し、使途基準を明確にしている。

(2) 条例に基づく平成29年度政務活動費の交付等について

ア 交付

市長は平成29年4月1日付けで交付申請書を受理し、交付する政務活動費の額を16万円×12か月＝192万

円と決定した上で、その旨を同年4月1日付けの政務活動費交付決定通知書により、議長を経由して各議員に通知している。通知を受けた議員は政務活動費の交付を市長に請求し、市長は当該政務活動費192万円を交付している。

イ 収支報告

平成29年度分の政務活動費については、平成30年4月30日までに各議員から議長に収支報告書等が提出されており、議長は同年5月30日に収支報告書の写しを市長に送付している。

議長に提出された収支報告書等は、議会事務局において使途基準に沿って支出されているかなどの事務的な確認を行っている。

2 判断

(1) 判断基準について

本市の政務活動費は、自治法第100条第14項の規定に基づいた条例及び規則に従い交付されており、その使途基準についても条例第8条及び別表で規定している。また、議会において自主的に定めた運用の手引きにより政務活動費の取扱いの運用指針が示されており、この中で更に使途基準を明確にするための具体的な例示がなされている。

そこで、本件監査に当たっては、上記の使途基準に、「議員の活動は様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査研究活動の市政との関連性、その目的、方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものである。」(平成17年(行コ)第14号 同19年2月9日札幌高裁判決)、「自治法が議員の調査研究に資するため必要な経費として政務調査費を交付することができる」としているのは、議員に活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解されるから、政務調査費をどのように活用するかは、本来、各議員の自律的判断に委ねられるべきものである。」、「調査研究活動に係る支出が使途基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、各議員の活動の自主性を尊重することも考慮すべきであるから、その活動が市政に関連するものであるか否かについての判断を含めて、その活動の具体的内容の当否を問題とするのではなく、整理保管を義務付けられているところの会計帳簿や領収書その他の関係書類の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に判断するのが相当である。」(以上、平成19年(行ウ)第5号 同22年3月26日青森地裁判決)との考え方を踏まえた「政務活動費支出の適否についての具体的判断基準」(別紙第2のとおり)を設け、この判断基準に基づき、請求人が違法と主張する支出について、不適切かどうかを確認することとした。

(2) 不当利得返還義務について

本市の政務活動費返還請求に係る近時の裁判例によると、不当利得返還義務として、違法支出と認められた額から充当している自己資金額を控除した額に対し、返還すべき義務を負うと判示していることから、今回の監査においてもこれを採用するものとした。

(3) 調査研究費について

請求人は、条例では、「調査研究費の内容は『議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費』であり、」「当該各経費の内容ではない経費は政務活動費であるとは認められない」とし、請求人が今回調査を行った当該経費の最高支出である議員1名の調査研究費について、全額が違法支出であると主張している。請求人が違法支出であると主張した調査研究費支出について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、政務活動のために必要な経費としての支払の事実が認められた。また、政務活動費として全額充当した支出については、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

よって、これらの支出は不適切とは言えないので、請求人の主張には理由がない。

(4) 広報費について

請求人は、広報費は「広報費の内容に該当する経費の側面とともに政治活動及び後援会活動を含む議員の宣伝活動の側面の両側面を共有する経費であることから当該経費支出額の2分の1を超える政務活動費充当額は違法額となる。」とし、当該経費の支出額の多かった議員4名の広報費支出について、全額及び按分して充当した支出について、違法支出額であると主張している。請求人が違法支出であると主張した広報費支出について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、政務活動のために必要な経

費としての支払の事実が認められた。また、広報費については、使途基準や運用の手引きに按分充当しなければならない旨の記載はなく、政務活動費として全額または按分して充当した支出については、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

よって、これらの支出は不適切とは言えないので、請求人の主張には理由がない。

(5) 人件費について

請求人は、条例では、「人件費の内容は『議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費』であり、」 「当該各経費の内容ではない経費は政務活動費であるとは認められない」とし、請求人が今回調査を行った当該経費の最高支出である議員1名の人件費について、按分して充当した支出について、その全額が違法支出であると主張している。請求人が違法支出であると主張した人件費支出について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、政務活動のために必要な経費としての支払の事実が認められた。また、政務活動費として按分して充当した支出については、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

よって、これらの支出は不適切とは言えないので、請求人の主張には理由がない。

(6) 共通経費について

請求人は、共通経費については、「政務活動に要する経費であることを裏付ける書類を当該議員が議長へ提出する必要があるゆえに、当該書類を議長へ提出していない支出は違法支出であると推認せざるを得ない。」とし、当該経費の支出が50万円を超える議員6名の支出について、按分して政務活動費に充当した支出については、その全額が違法支出であると主張している。請求人が違法支出であると主張した共通経費について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な共通経費としての支払の事実が認められた。また、按分して政務活動費に充当した支出については、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

よって、これらの支出は不適切とは言えないので、請求人の主張には理由がない。

なお、関係人調査において、高岩議員の灯油代1月分について、「事務所費」に計上すべきところ、ガソリン代と誤って「共通経費」に計上していたが、既に訂正したとの回答があり、収支報告書等を訂正し議長に提出するなど所要の手続が完了していることを確認した。また、経費の項目訂正により政務活動費として充当した額を超過した額(853円)については、自己資金の額(13,273円)を下回っており、議員の不当利得により本市に損害を与えているとは言えない。

同様に、関係人調査において、中川議員の事務所固定電話料金6～1月分、インターネットプロバイダ契約料(11月分)及び水道・下水道料金(12・1月分)について、「事務所費」に計上すべきところ、誤って「共通経費」に計上していたが、既に訂正したとの回答があり、収支報告書等を訂正し議長に提出するなど所要の手続が完了していることを確認した。また、経費の項目訂正による返還金は生じないことを確認した。したがって、議員の不当利得により本市に損害を与えているとは言えない。

(7) 遅延損害金について

請求人は、「平成30年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金」を金沢市へ支払うようにと主張しているが、本市の政務活動費返還請求(遅延損害金)に係る近時の裁判例では、「政務活動費の支出が本件使途基準に適合しない場合において、議員が被告に対して負う返還義務の内容は不当利得返還義務である。議員が負う不当利得返還義務は、期限の定めのない債務であり、権利者が請求したときに遅滞となるが(民法412条3項)、権利者である被告が返還義務を負う議員に対して返還義務の履行を請求した事実は認められない。また、本件条例10条2項は、文言上収支報告書等の提出期限を定めた規定であり、政務活動費の返還期限を規定したものであるとは認められない。」(平成27年(行ウ)第6号 同28年10月27日金沢地裁判決)と判示しており、過去の裁判例においても同様に遅延損害金の請求を認めない判断をしている。請求人は、本件請求で、返還義務を負う議員が具体的な履行請求を受けたと認めるに足る証拠を明らかにしておらず、また、条例第10条第2項は政務活動費を返還する際の履行期を定めた規定であると解することはできないことから、請求人の主張には理由がない。

(8) その他の主張について

請求人の以下の主張「規則第5条規定の様式第4号における収支報告書の『収入』項目の『その他(預金利子等)』は金沢市が交付していない『収入』であるから政務活動費の収入ではない。」「会計年度終了後は、政務活動費収支報告書を修正できない。」「共通経費は改正法時の改正意図に違反する経費であるゆえに、改正法の当該改正意図を否定する共通経費の規定は無効である。」については、いずれも自治法第242条第1項に規定する、住民監査請求の対象とする「行為又は怠る事実」には該当しないものと解した。

(9) 関係職員の怠る事実の存否

議会事務局では、平成29年度政務活動費収支報告書の収入支出項目の金額の合計に誤りがないかなど、事務的な確認を行っており、残額が発生している議員に対しては、条例第13条の規定により返還請求を行っている。

今回の住民監査請求に係る監査を実施したところ、不適切な支出が認められなかったことから、市長及び関係職員に不当利得の返還請求を怠る事実が存するとは言えない。

(10) 結論

以上のとおり、不適切な支出は認められず、返還請求すべき額が認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

3 意見

政務活動費は、二元代表制における議会の審議能力等の強化の趣旨から、自主性、自立性を尊重した運用が行われなければならないが、一方でその財源は公金から交付されるものであることから、広く市民に対しその用途についての説明責任を果たすことが強く求められている。

こうした中、金沢市議会においては、政務活動費運用の手引きの改訂を行い、政務活動の内容や支出の事実等を明確にするよう改善が図られてきている。併せて、これまでも運用の手引きの公開や、政務活動費収支報告書について市庁舎内での閲覧を行ってきたところであるが、更に、より一層の透明性の向上を図るため、平成29年度分以後の収支報告書及び出納簿については、市議会のホームページ上で公開し、上記に加え領収証等その他の関係書類についても、市政情報コーナーにおいて閲覧に供されている。

しかしながら、今回の監査対象となった平成29年度政務活動費においては、一部に経費の計上誤り等が見受けられたところであり、議員においては、議長に収支報告書を提出する際には、その計上に誤りがないかなど提出書類の厳格な精査に努められたい。また、議長においては、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例第12条の規定により政務活動費の適正な運用を期すため、提出された収支報告書等について必要に応じ調査を行うなど用途の透明性の確保に努められたい。

市議会においては、政務活動費の厳正な運用を徹底するとともに、その用途に対する市民の関心が非常に高い制度であることを十分自覚した上で、各議員の責任の下、適正な事務処理に万全を期されたい。

今後とも、市民の負託と信頼の下に、より一層充実した議会活動が行われることを強く期待する。

(別紙第1)

職員措置請求書

— 金沢市長に対する措置請求 —

※原文のまま掲載し、事実証明書の掲載は省略した。

第1 請求の趣旨

1 政務活動費の経費は条例に記載された経費である

平成24年に改正された地方自治法(以下「法」という。)第100条第14項は、政務活動費の経費の範囲は条例で定めなければならないと規定している。

政務活動費の経費は条例に記載された経費のことである。

金沢市議会は、法第100条第14項乃至第16項に基づく金沢市議会政務活動費の交付に関する条例(以下「金沢市条例」という。)を規定している。

すなわち、金沢市条例に規定されている経費は政務活動費の経費である。

そうであるならば、金沢市条例に規定されていない経費は政務活動費の経費ではない。

金沢市議会が定めた金沢市議会政務活動費運用の手引き(以下「手引き」という。)で政務活動費の経費であると定めていても、金沢市条例に規定していなければ手引きが定める「政務活動費の経費」は政務活動費の経費

ではない。

2 監査結果は誤りである

金沢市監査委員の収監査第70号 平成30年3月15日付け「住民監査請求に係る監査の結果について（通知）」（以下「監査結果」という。）は、以下のとおり、誤りである。

監査結果は、「本市の政務活動費は、自治法第100条第14項の規定に基づいた条例及び規則に従い交付されており、その使途基準についても条例第8条及び別表で規定している。

また、議会において自主的に定めた運用の手引きにより政務活動費の取扱いの運用指針が示されており、この中で更に使途基準を明確にするための具体的な例示がなされている。」ゆえに、「平成19年（行ウ）第5号 同22年3月26日青森地裁判決」の「考え方を踏まえた「政務活動費支出の適否についての具体的判断基準」を設け、この監査基準（別紙第2のとおり）に基づき、請求人が違法と主張する支出について、不適切かどうかを確認することとした。」

結果、「不適切な支出は認められず、返還請求すべき額が認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。」とした。（8頁乃至10頁）

しかし、法第100条は、同第14項で「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定し、同第15項では「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と、それぞれ、規定している。

すなわち、金沢市条例第8条は、その第1項で「政務活動費は、議員が行う」「政務活動」「に要する経費に対して交付する」と規定し、同第2項で「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」と規定している。

そのため、金沢市は政務活動費を「規則に従い交付」することはできないし、金沢市が交付した政務活動費も、「運用の手引きにより政務活動の取扱いの運用指針を定めて」「使途基準を明確にするため」と偽って金沢市条例に規定がない「具体的な例示」経費を政務活動費の経費と定めているのであるが、それらの定めはすべて無効である。

さらに、「平成19年（行ウ）第5号 同22年3月26日青森地裁判決」は、条例で記載しなければならないとする法改正前の政務調査費の経費に関する判断であるゆえに、条例に記載しなければならない経費である政務活動費の経費の判断の根拠とすることはできない。

したがって、「監査基準」は無効であり、監査結果は誤りである。

3 「自己資金」と記載する議員は、虚偽報告者である

法第100条第14項規定においては「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、」「政務活動を交付」し、同第15項規定では「前項の政務活動費の交付を受けた」「議員は、」「当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出する」と、それぞれ、規定している。

法第100条第14項規定により交付された政務活動費は、政務活動費収支報告書の収入額である。

加えて、改正法で新設された法第100条第16項は、「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定しており、法第100条第14項乃至第16項規定は条例で規定する収支報告書の政務活動費の収入は交付した政務活動費額、交付された政務活動費の経費支出額を支出として記載することを求めている。

そうであるならば、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第5条規定の様式第4号における収支報告書の「収入」項目の「その他（預金利子等）」は金沢市が交付していない「収入」であるから政務活動費の収入ではない。

すなわち、「その他（預金利子等）」は政務活動費の収入額ではない。

交付された政務活動費を超える収入合計額を記載している金沢市議会議員の政務活動費出納簿及び政務活動費収支報告書の支出実態において、交付された政務活動費を全額支出した場合、政務活動費収支報告書の「その他（預金利子等）」に記載された金額に相当する経費支出額は政務活動費の経費ではない経費額が加えられている。

交付政務活動費額を超える支出額を「自己資金」と記載している議員は、虚偽報告者である。

金沢市議会の政務活動費収支報告書は、法第100条第14項乃至第16項の規定に抵触するゆえに違法な収支報告

書である。

4 会計年度終了後は政務活動費収支報告書を修正できない

金沢市は、公金である政務活動費の交付を、前金払支出としている。

金沢市条例は、「議員の調査研究その他の活動」である政務活動に充てる経費として交付するゆえに、政務活動費を交付された議員の当該経費支出について、「政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類」を政務活動費収支報告書に添付して、交付会計年度の翌年の「毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。」と規定している。

「前金払」とは、金額の確定した債務につき、その履行期の到来前においてその履行をすることをいう（地方自治法施行令第163条）例外的な支出方法であるゆえに、精算期日において不履行その他の残余がある場合には、「当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる」とする金沢市条例第13条の規定により、返還することになる。

残余がある議員については金沢市条例第10条第2項規定の政務活動費収支報告書等の提出期限である交付会計年度の翌年の「4月30日」が前金払政務活動費の精算期限となるゆえに、4月30日以降において、前金払政務活動費の収支報告書を修正することはできない。

政務活動費の経費ではない経費支出に政務活動費を充当支出していた議員は、金沢市監査委員が違法支出であると判断し、是正勧告した後で、市長が当該議員に請求し、当該議員が金沢市へ返還し金沢市が精算することになる。

それゆえ、当該返還時点の会計年度は、交付政務活動費の会計年度の翌年度である。

したがって、会計年度を超える政務活動費を返還する場合、金沢市議会議員が金沢市条例規定に違反して実施している政務活動費収支報告書の修正及び当該違法支出額より政務活動費収支報告書「その他（預金利子等）」記載相当額を減額したことは違法である。

上記政務活動費返還は、法施行令第159条規定の誤払い金等の同第160条規定の戻入措置となるから、当該議員が返還した期日までの民法所定の年5分の遅延損害金額を支払う必要がある。

5 金沢市条例規定の政務活動費の経費ではない経費は違法支出である

金沢市条例規定の政務活動費に充当できる経費は、以下のとおり規定している。

調査研究費の内容は「議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費」であり、広報費の内容は「議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費」であり、人件費の内容は「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」であり、共通経費の内容は「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」であるゆえに、当該各経費の内容ではない経費は政務活動費であるとは認められない。

なお、広報費の経費の性質上、広報費の内容に該当する経費の側面とともに政治活動及び後援会活動を含む議員の宣伝活動の側面の両側面を共有する経費であることから当該経費支出額の2分の1を超える政務活動費充当額は違法額となる。

ところで、「上記以外の経費で」なおかつ「議員が行う活動に共通して必要な経費」と規定している共通経費の規定では、どのような具体的な経費を特定しているかわからない抽象的なものであるから当該経費を特定することができない。

そして、平成24年改正の法第100条第14項規定で、政務活動費の経費の範囲を条例で定めなければならないと規定した意図は、政務活動に要する経費であることが住民の誰もがわかるようにすることである。

共通経費は改正法時の改正意図に違反する経費であるゆえに、改正法の当該改正意図を否定する共通経費の規定は無効である。

したがって、共通経費の経費として支出している経費の扱いについては、政務活動に要する経費であることを裏付ける書類を当該議員が議長へ提出する必要があるゆえに、当該書類を議長へ提出していない支出は違法支出であると推認せざるを得ない。

6 平成29年度政務活動費の調査

平成29年度政務活動費収支報告書に注目して各経費の高額支出者等を選択して違法支出の有無について調べた。調査研究費の最高支出額者である澤飯英樹議員の27支出は別紙1のとおりであった。

広報費では下沢広伸議員、野本正人議員、玉野 道議員及び小林 誠議員の4議員を調べたところ、下沢広伸議員の7支出の内容は別紙2のとおりであり、野本正人議員の32支出の内容は別紙3のとおりであり、玉野 道

議員の7支出の内容は別紙4のとおりであり、小林 誠議員の7支出の内容は別紙5のとおりであった。

人件費の最高支出額者である松村理治議員の24支出は別紙6のとおりであった。

経費を特定できない共通経費では50万円超支出の高岩勝人議員、澤飯英樹議員、中川俊一議員、前 誠一議員、上田雅大議員及び秋島 太議員の6議員を調べたところ、高岩勝人議員の80支出の内容は別紙7のとおりであり、澤飯英樹議員の52支出の内容は別紙8のとおりであり、中川俊一議員の82支出の内容は別紙9のとおりであり、前 誠一議員の65支出の内容は別紙10のとおりであり、上田雅大議員の37支出の内容は別紙11のとおりであり、秋島 太議員の81支出の内容は別紙12のとおりであった。

7 今回調査した議員の違法額は、以下のとおり。

澤飯英樹議員の違法額	159万7353円
下沢広伸議員の違法額	56万4121円
野本正人議員の違法額	45万7616円
玉野 道議員の違法額	51万9965円
小林 誠議員の違法額	49万9023円
松村理治議員の違法額	87万8850円
高岩勝人議員の違法額	59万7874円
中川俊一議員の違法額	52万5042円
前 誠一議員の違法額	51万3913円
上田雅大議員の違法額	51万0550円
秋島 太議員の違法額	50万4708円

8 請求人は、金沢市監査委員に対し、澤飯英樹議員へ159万7353円、松村理治議員へ87万8850円、高岩勝人議員へ59万7874円、下沢広伸議員へ56万4121円、中川俊一議員へ52万5042円、玉野 道議員へ51万9965円、前 誠一議員へ51万3913円、上田雅大議員へ51万0550円、秋島 太議員へ50万4708円、小林 誠議員へ49万9023円及び野本正人議員へ45万7616円、並びにそれらの金額に平成30年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を加えた金額を金沢市へ支払うように金沢市長が当該各議員に請求することを請求する。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。

第2 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林木 則夫

第3 事実証明書

事実証明書1 地方自治法(抄)一同法第100条第14項乃至第16項一

事実証明書2 注釈 地方自治法 <全訂> 抜粋 1607頁参照

事実証明書3 金沢市議会議員の政務活動費支出実態<<平成29年度政務活動費収支報告書>>

別紙1 澤飯英樹議員の調査研究費支出

別紙2 下沢広伸議員の広報費支出

別紙3 野本正人議員の広報費支出

別紙4 玉野 道議員の広報費支出

別紙5 小林 誠議員の広報費支出

別紙6 松村理治議員の人件費支出

別紙7 高岩勝人議員の共通経費支出

別紙8 澤飯英樹議員の共通経費支出

別紙9 中川俊一議員の共通経費支出

別紙10 前 誠一議員の共通経費支出

別紙11 上田雅大議員の共通経費支出

別紙12 秋島 太議員の共通経費支出

以上

(別紙第2)

政務活動費支出の適否についての具体的判断基準

I 基本的事項

1 政務活動費を充てることができない経費

○条例別表の備考2	○運用の手引き(具体的事例)
1 政党の活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等 ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費 ・政党組織の事務所経費(人件費を含む。) ・その他自己の所属する政党活動、県連(政党等)活動に係る経費等
2 慶弔費その他の交際費の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費 ・病見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費 ・宗教活動に係る経費 ・専ら個人的な立場において支出すべき会費 (町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等) ・各種団体への寄付金、支援金等 ・政党のパーティー及び政治資金パーティー出席経費 ・親睦を目的とする会合の会費 ・レクリエーション経費
3 選挙活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙ビラ等の作成・発送に係る経費 ・選挙活動に係る事務所経費(人件費を含む。) ・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費
4 後援会活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費 ・後援会活動に係る事務所経費(人件費を含む。) ・その他後援会活動に係る経費
5 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用 ・会派や議員間の私的な懇談会等への出席費用 ・会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用 ・社会通念上「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」を行うのに不適切な場所での飲食経費(居酒屋、温泉レジャー施設など)
6 会派等又は個人の資産形成に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所(駐車場含む。)の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費(事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。) ・自動車、バイク、自転車等の購入経費 ・購入車両の維持管理経費(自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代) ・カーナビ購入費(リース車両に設置されたもの以外) ・自宅事務所の賃料
7 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会等の視察旅費との重複 ・費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費(タクシー代、ガソリン代等)との重複
8 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他の法令等に抵触する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費 ・祭りへの寄附や差し入れ ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ ・町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ ・各団体等からの案内(催し物、会合等)に対する寄附行為 ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。

	・後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪
9 使途不明の支出に係る経費	・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの ・領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出

2 領収書等添付義務付け

【条例、規則】

○条例第10条

政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

○条例別表の備考2

政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

(9) 使途不明の支出に係る経費

【運用の手引き】

○領収書等のチェック要領

項 目	注 意 事 項
1 日 付	領収した日が記載してあること。 *ただし、日付欄のない定期購読の新聞領収書にあつては、支払った日を補記すること。
2 あ て 名	議員名が記載してあること（議員から集めた会派共用費を支出する場合のあて名は、会派名または会計担当者の議員名とする。）。 *あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなどは不可 (※)あて名が〇〇〇〇事務所（後援会事務所を除く。）となっているものであつても、申立書等により政務活動のために支出したことが確認されたものについては、政務活動費の充当を認める。
3 発 行 者	記名押印がされていること。 *機械発行の領収書については、発行者名が印字されていれば押印が無くても可
4 金 額	支出した金額が記載してあること。
5 但 書 き	何の代金か明確に記載してあること。 *お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細など具体名の内訳が示されているものは可 (※)但書きが記載されていないものであつても、他の添付書類等からその内容を類推することが可能な場合は、政務活動費の充当を認める。
6 印 紙	領収書の記載金額5万円以上（消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額）の場合に貼付してあること。また、消印されていること。 (※)印紙が貼付されていないものであつても、その他の項目により、支払事実が確認できるものは、政務活動費の充当を認める。
7 記 載 事 項 の 訂 正	訂正箇所（金額を除く。）にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者又は取扱者の押印（訂正印）、もしくは取扱者のサインがしてあること。 *記載事項の訂正は相手方に行わせること。
8 銀 行 等 の 振 込 金 受 取 書	銀行等の振込金受取書（ATM利用明細票など）は、日付、依頼人（議員名）、受取人及び金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせ

		て添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど使途(内容)が明確なものに限り、領収書に代えることができる。
9	預金通帳の写し (クレジットカードの明細の写し)	自動振替している経費がある場合、預金通帳の表紙及び該当ページの写しと支払い対象の内容がわかる証票や書類の写しを合わせて提出すること。クレジットカードの明細も同様。
10	レシートの	レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。 *あて名欄が無いレシートはレシートにあて名を補記する。

補記は、発行者が記載したものと区別するため、鉛筆で原本に記入すること。

II 費目別使途基準

1 調査研究費

【条例、規則】

○条例別表(第8条関係)「政務活動費使途基準」

議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等

その他の例

- ・施設入館料

- ・遠方の調査研究に係る自家用車燃料費

領収書の金額を按分する必要がある場合は、

[燃料費=単価(円/ℓ)×走行距離(km)÷燃費(km/ℓ)]で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。

- ・タクシー料金(利用区間、利用目的を領収書等に明記)

- ・駐車料金(利用目的等を明記)

ただし、自動車等の月極駐車料金は認められません。

- ・高速代、有料道路使用料(利用区間、目的等を明記)

- ・海外旅費

- ・研究会の会場費、講師謝金、お茶代

- ・機材借上費(プレゼンテーション用パソコンの借り上げ等)

- ・研究会への参加費、出席者負担金

- ・研究会に伴う懇談会に係る会費

※1 調査視察旅費は、旅費条例に準拠した額を上限とします。

※2 調査視察旅費についても、実費弁償の原則が適用されますので、領収書の総額が旅費条例に準拠した額を下回った場合、その額が政務活動費の申告額となります。

※3 海外旅費は、年間4回以内で年間限度額を60万円とします。なお、「年間」とは、交付年度の4～3月の1年間となります。

→第4章2(6)海外・県外等での政務活動に係る政務活動費を参照してください。

※4 研究会の会場で購入した資料やテキストは、調査研究費で計上するものとします。それ以外は資料購入費で計上してください。

2 広報費

【条例、規則】

○条例別表(第8条関係)「政務活動費使途基準」

議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・ 広報紙・報告書等印刷費、会場費、飲料代、茶菓子代、文書通信費、交通費等

その他の例

- ・ 広報活動のため開催する会の機材借上費
- ・ 広報紙・議会報告・活動報告の編集作成費
- ・ 議会活動、政策等の広報用ポスター作成費
- ・ ホームページ作成料・管理費用
- ・ 広報紙等発送費用（文書通信費を除く。）

※1 広報活動のため開催する会の費用の計上については、第4章2（2）広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用を参照してください。

※2 印刷費は製本費用も含みます。

※3 広報紙・報告書等の印刷費、編集作成費等を計上する場合は、広報紙等作成報告書（附属様式4）の添付が必要です。

3 人件費

【条例、規則】

- 条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・ 給料、手当、賃金等

その他の例

- ・ 交通費

※1 職員の雇用については、職員雇用台帳（附属様式5）及び業務日誌（附属様式6）の添付が必要です。なお、業務日誌には、従事した業務の内容を具体的に記載してください。

※2 政務活動費出納簿作成に当たっては人件費の充当を認めます。

※3 政務活動費出納簿及び領収書についても、外部の専門家のチェックについて人件費の充当を認めます。

※4 雇用した職員が政務活動以外の業務に従事した場合は、業務日誌等によりその状況を把握し、就労時間、日数による按分のうえ、政務活動費を充てることとします。

※5 政務活動費の人件費への充当限度額は1/2までとします。

4 共通経費

【条例、規則】

- 条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費

【運用の手引き】

(例)

- ・ 携帯電話及びタブレット端末の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料、コピー機のリース料、事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅固定電話利用料
- ・ 携帯電話及びタブレット端末の利用料金については、それぞれ1台分に限り、充当割合を1/2とし、携

帯電話及びタブレット端末を合わせて限度額を1万5千円/月とします。

- ・自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を2万円/月とします。
- ・自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を3万円/月とします。
(維持管理費を含む。)
- ・コピー機のリース料については、1台分に限り、コピー機を設置する事務所の形態に応じ、事務所費の按分率に準じて充当割合を1/2又は1/3とし、限度額を1万円/月とします。
- ・事務所が自宅と兼用になっていない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合、自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/3とし、限度額を1万円/月とします。

※1 共通経費については、共通経費の(例)に掲げる5つの経費以外の計上はできません。

平成31年(2019年)4月5日 印刷
平成31年(2019年)4月5日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄